

令和7年6月定例会

# 和歌山県議会追加議案

## 目 次

議案第111号	令和7年度和歌山県一般会計補正予算	1
議案第112号	選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例	4
議案第113号	投票管理者、開票管理者、投票立会人及び開票立会人の報酬及び費用弁償の額の基準を定める条例の一部を改正する条例	5
議案第114号	和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	6

令和7年度和歌山県一般会計補正予算

令和7年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ556,780千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ615,633,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

令和7年6月10日提出

和歌山県知事 宮 崎 泉

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 82,106,380	千円 556,780	千円 82,663,160
	2 国庫補助金	42,777,053	556,780	43,333,833
<b>歳入合計</b>		<b>615,076,920</b>	<b>556,780</b>	<b>615,633,700</b>

注：補正前の額は、令和7年6月定例会開会時における現計予算の額に議案第102号による補正額を加えたもの。

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 36,614,148	千円 389,434	千円 37,003,582
	6 防災費	6,807,307	389,434	7,196,741
4 衛生費		16,042,297	11,997	16,054,294
	4 医薬費	7,940,377	11,997	7,952,374
6 農林水産業費		24,216,068	107,999	24,324,067
	1 農業費	6,449,659	107,999	6,557,658
7 商工費		90,854,489	47,350	90,901,839
	1 商業費	86,037,633	47,350	86,084,983
<b>歳 出 合 計</b>		<b>615,076,920</b>	<b>556,780</b>	<b>615,633,700</b>
<p>注：補正前の額は、令和7年6月定例会開会時における現計予算の額に議案第102号による補正額を加えたもの。</p>				

議案第112号

選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月10日提出

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第 号

選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人の報酬及び費用弁償条例（昭和34年和歌山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬の額) 第2条 選挙長等の受ける報酬の額は、次のとおりとする。 (1) 選挙長、選挙分会長及び審査分会長 選挙又は審査執行1日につき <u>1万2,200円</u> (2) 選挙立会人及び審査分会立会人 1日につき <u>1万100円</u>	(報酬の額) 第2条 選挙長等の受ける報酬の額は、次のとおりとする。 (1) 選挙長、選挙分会長及び審査分会長 選挙又は審査執行1日につき <u>1万800円</u> (2) 選挙立会人及び審査分会立会人 1日につき <u>8,900円</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人の報酬及び費用弁償条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され若しくは告示される衆議院議員若しくは参議院議員の選挙若しくは最高裁判所裁判官国民審査又はその期日を告示される知事若しくは県議会議員の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を公示され若しくは告示された衆議院議員若しくは参議院議員の選挙若しくは最高裁判所裁判官国民審査又はその期日を告示された知事若しくは県議会議員の選挙については、なお従前の例による。

(理由)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の受ける報酬の額を改めるため、この条例案を提出するものであります。

議案第113号

投票管理者、開票管理者、投票立会人及び開票立会人の報酬及び費用弁償の額の基準を定める条例の一部を改正する条例

投票管理者、開票管理者、投票立会人及び開票立会人の報酬及び費用弁償の額の基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月10日提出

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第 号

投票管理者、開票管理者、投票立会人及び開票立会人の報酬及び費用弁償の額の基準を定める条例の一部を改正する条例

投票管理者、開票管理者、投票立会人及び開票立会人の報酬及び費用弁償の額の基準を定める条例（昭和34年和歌山県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(報酬の額の基準) 第2条 投票管理者等の受ける報酬の額の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 投票所の投票管理者 1日につき <u>1万4,500円</u></p> <p>(2) 共通投票所の投票管理者 1日につき <u>1万4,500円</u></p> <p>(3) 期日前投票所の投票管理者 1日につき <u>1万2,800円</u></p> <p>(4) 開票管理者 選挙執行1回につき <u>1万2,200円</u></p> <p>(5) 投票所の投票立会人 1日につき <u>1万2,400円</u></p> <p>(6) 共通投票所の投票立会人 1日につき <u>1万2,400円</u></p> <p>(7) 期日前投票所の投票立会人 1日につき <u>1万900円</u></p> <p>(8) 開票立会人 選挙執行1回につき <u>1万100円</u></p>	<p>(報酬の額の基準) 第2条 投票管理者等の受ける報酬の額の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 投票所の投票管理者 1日につき <u>1万2,800円</u></p> <p>(2) 共通投票所の投票管理者 1日につき <u>1万2,800円</u></p> <p>(3) 期日前投票所の投票管理者 1日につき <u>1万1,300円</u></p> <p>(4) 開票管理者 選挙執行1回につき <u>1万800円</u></p> <p>(5) 投票所の投票立会人 1日につき <u>1万900円</u></p> <p>(6) 共通投票所の投票立会人 1日につき <u>1万900円</u></p> <p>(7) 期日前投票所の投票立会人 1日につき <u>9,600円</u></p> <p>(8) 開票立会人 選挙執行1回につき <u>8,900円</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の投票管理者、開票管理者、投票立会人及び開票立会人の報酬及び費用弁償の額の基準を定める条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される知事又は県議会議員の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された知事又は県議会議員の選挙については、なお従前の例による。

(理由)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、投票管理者等の受ける報酬の額の基準を改めるため、この条例案を提出するものであります。

議案第114号

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月10日提出

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第 号

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年和歌山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)</p> <p>第5条の4 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第3号又は第4号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、県委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>8円38銭</u></p> <p>(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>41万9,000円と5円62銭</u>にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は1銭とする。）</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)</p> <p>第8条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じ</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)</p> <p>第5条の4 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第3号又は第4号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、県委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>7円73銭</u></p> <p>(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>38万6,500円と5円18銭</u>にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は1銭とする。）</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)</p> <p>第8条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じ</p>

て得た数の範囲内のものであることにつき、県委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 586円88銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 30円73銭にその500を超える数を乗じて得た金額に60万9,690円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

て得た数の範囲内のものであることにつき、県委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に58万6,905円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この条例による改正後の和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される和歌山県議会議員又は和歌山県知事の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された和歌山県議会議員又は和歌山県知事の選挙については、なお従前の例による。

##### (理由)

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に係る限度額を改めるため、この条例案を提出するものであります。